

「東大阪市インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」を施行しました

令和8年4月1日

便利なインターネット。
みなさまが安心して楽しく使えるように、条例ができました！

その投稿、大丈夫ですか？

- うそや悪口で人を傷つけること
- 見た目や国籍、性別などで人を傷つける言動
- プライバシーの侵害



この条例では、市の責務、市民・事業者それぞれの役割を示し、「誰もが加害者にも被害者にもならない社会」の実現をめざしています。



【条例の全文はこちらから】

市・市民・事業者それぞれの役割

市長部局と教育委員会が連携して取り組んでいくよ！

市

〔市長部局
教育委員会〕

インターネット上の人権侵害による被害者や加害者を生まないための施策を進めます。みなさまが安心してインターネットを使えるように支援します。

市民

加害者にならないように、インターネットリテラシーを高めましょう。また、被害者の立場を思いやり、支援への理解をお願いします。

事業者

誹謗中傷等による人権侵害の防止の必要性を理解し、インターネットリテラシーを高めましょう。また、市が行う施策に協力をお願いします。



インターネットリテラシーってなに？

➡ インターネットの特性やルールを十分に理解し、情報を適切に受け取り、適切に発信し、インターネットを正しく活用する力を「インターネットリテラシー」といいます。

もしインターネット上の人権侵害にあってしまったら

●東大阪市のインターネットに関する人権相談窓口

長瀬人権文化センター

日時:月曜日～金曜日
(午前9時～午後5時)
Tel:06-6720-1701



荒本人権文化センター

日時:月曜日～金曜日
(午前9時～午後5時)
Tel:06-6788-7424



人権啓発課

日時:月曜日～金曜日
(午前9時～午後5時半)
Tel:06-4309-3156



●インターネットに関する専門相談窓口

大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口 ネットハーモニー(大阪府委託事業)

大阪府内に在住、在勤、在学されている方やその親族の方等であれば、どなたでも相談できます。
「インターネット上で人権を侵害された」「誹謗中傷が書き込まれた」「差別と思われる表現がある」「相談先がわからなくて困っている」など、ご相談ください。



●削除・通報に関する専門機関

違法・有害情報相談センター(総務省委託事業)

人権侵害に限らず、インターネット上のトラブルに関し、インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、幅広くアドバイスします。



誹謗中傷ホットライン(一般社団法人セーファーインターネット協会)

インターネット企業有志によって運営される一般社団法人セーファーインターネット協会が運営しています。インターネット上の誹謗中傷に対して、掲載されているサイトに利用規約等に沿った削除等の対応を促す通知を行います。



東大阪市 人権文化部 人権室 人権啓発課
〒577-8521 東大阪市荒本北 1-1-1
☎ 06-4309-3156

✉ jinkenkeihatsu@city.higashiosaka.lg.jp

